

令和4年度

静岡市中小企業者等新商品開発事業補助金

募集要領

令和4年10月

静岡市 商業労政課

# 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会的環境の変化により影響を受けている市内の中小企業者等による**地域資源を活用した新たな挑戦(新商品開発)**を支援することにより、**地域資源の消費の拡大**並びに**中小企業者の経営力の底上げ**による産業の発展及び高度化を図り、もって地域産業及び地域経済の活性化に寄与するため、新商品開発事業を行う中小企業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 新商品開発事業のイメージ



### <期待する効果>

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会的環境の変化に対応した新商品の開発
- ◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会的環境の変化に対応した経営力の底上げ
- ◆地域資源の活用による地域経済の好循環や活性化の促進
- ◆地域資源の磨き上げ、新たな価値の創出 等

# 対象事業者

## ○補助対象者

### 1 次の(1)～(4)を**すべて満たす中小企業者**

- (1)市内に**主たる事業所を有し**市内で販売又は役務の提供をしていること
- (2)日本標準産業分類の大分類I(**小売業**に限る)、M(**宿泊業、飲食サービス業**)N(**生活関連サービス業**に限る)を行うもの。  
(上記の業種を一部行っている事業者も含みます)
- (3)2020年4月以降の連続する6カ月間のうち、任意の3カ月の**売上**の合計が、2019年又は2020年の同3か月の合計と比較して**10%以上減少**していること。
- (4)市が定める暴力団排除等に関する事項に該当しない方

### 2 商店街団体又は商業者グループ(5以上の構成員からなる団体)

※構成員の3分の2が上記を満たす必要があります。

## ○補助対象外となる方

次に該当する方(団体)は**補助対象外**となります

- (1)みなし大企業
- (2)国又は法人税法第2条第5号に規定する公共法人
- (3)政治団体又は宗教団体
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (5)その他、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと認める者

# 対象事業者

## ○売上減少の確認方法

●売上の減少要件の確認は次のようになります

任意の連続する6カ月間のうち任意の3ヶ月を選択

**基準年(コロナ前)** 2019年4月～12月

2019	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上				30	20	30	25	13	20	30	30	30

単位:万円

**比較年(コロナ後)** 「2020年4月～12月」又は「2021年4月～12月」

2021	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上				30	20	30	22	15	18	35	20	30

単位:万円

(同じ月を比較)

上記のケース:  $\frac{53\text{万円(コロナ後の3ヶ月間の合計)}}{63\text{万円(2019年の3ヶ月間の合計)}} \div 0.84$

売上の減少率は約16%であるため要件の10%を満たします。

## ○2020年4月1日～12月31日に新規開業した方の特例

●次の要件を満たす方は特例として対象となります

2020年の創業月の翌月以降から同年12月末までの3か月分の売上高と比較して10%以上減少している方

創業月の翌月以降のうち任意の3ヶ月を選択

**基準年(2020年)** 2020年4月以降

2020	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上				15	20	30	25	10	15	15	20	30

4/20 創業

単位:万円

**比較年(コロナ後)** 2021年4月以降

2021	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上				30	20	30	22	5	10	10	15	30

単位:万円

(同じ月を比較)

上記のケース:  $\frac{30\text{万円(コロナ後の3ヶ月間の合計)}}{45\text{万円(2020年の3か月間の合計)}} \div 0.66$

売上の減少率は約34%であるため要件の10%を満たします。

# 対象事業

## ○補助対象事業

### 新商品開発事業

地域資源を活用して新商品又は従来品より優れた商品を開発する事業

- ※新商品開発が主となっているか
- ※単なる既存メニューの変更ではないか
- ※申請者の主体性、独自性、創意工夫があるか
- ※コロナ禍からの回復、地域経済の活性化に資するか
- ※補助対象経費が適切か
- ※地域資源の活用が図られているか
- ※事業の確実性、計画性 等

上記の観点から、補助金の趣旨及び目的に照らし合わせて事業の適否を判断します。

## ○地域資源について

### 地域資源

本市の地場産品や自然・歴史資源等を指します。(有形・無形 問わない)

例えば、茶、桜えび、マグロ、プラスチックモデル、缶詰のように、他都市にはない優位性をもつ農水産物や産業をはじめ、三保松原や浅間神社、久能山東照宮などの自然資源や歴史資源、徳川家康公のような無形の歴史資源、サッカーなどのスポーツ文化資源、地域キャラクターのコンテンツ資源などが考えられます。

上記は例ですので、これに限らず、地域資源は幅広く考えられます。

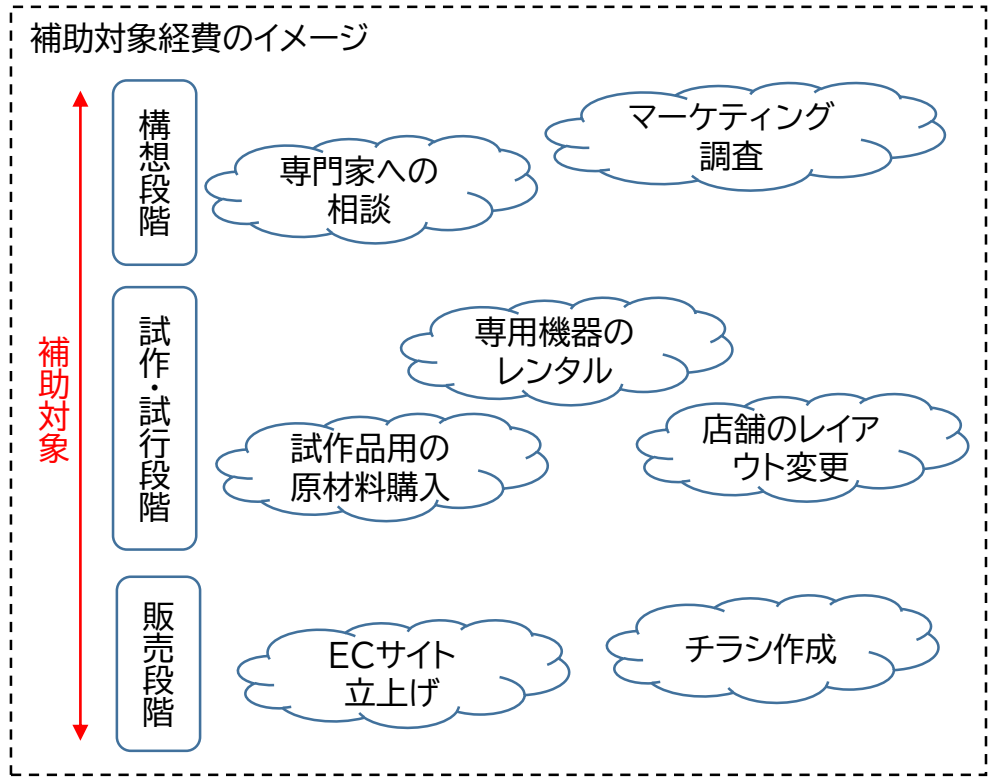
地域資源の選定にあたっては、申請書の中でその地域資源の選定理由や地域資源としての特徴等を記載してください。

# 補助事業について

## (1) 補助対象経費

●次に掲げる経費が対象となります。

- (1) 報償費
- (2) 原材料費
- (3) 消耗品費
- (4) 備品購入費
- (5) 物件費
- (6) 改装費
- (7) 委託費
- (8) 会議研究費
- (9) 広告宣伝費



※ただし、販売段階における商品の製造に関わる経費等は対象外となります。

## (2) 補助上限額・補助率

上限額 **600万円**

補助率 **申請時の売上減少率※に応じて次のとおりとなります**

※補助対象者(3)で示す、2020年4月以降の連続する6カ月間のうち、任意の3カ月の売上の合計と2019年又は2020年1月～3月の同3カ月の合計を比較した売上の減少率を言います。

売上減少率	補助率
10%～30%	3分の2
30%以上	4分の3

# 申請方法

## 1. 申請の受付期間

令和4年10月11日(火)から 予算額に達し次第、受付終了

## 2. 申請方法

事前相談をしたうえで、申請書類を商業労政課に郵送、メール、持参等の方法で提出してください。

## 3. 事業期間

交付決定日以降から**令和5年2月10日(金)までに完了**するもの

※完了とは新商品完成、支払、報告書提出が完了していることを指します。

## 4. 申請書類

- (1)申請書 (様式第1号)
- (2)申請者概要調書 (様式第2号)
- (3)事業計画書 (様式第3号)
- (4)収支予算書 (様式第4号)
- (5)定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
- (6)構成員名簿(申請者が団体の場合)
- (7)売上減少要件を満たす事を証明するための基準年の確定申告書の写し(月別の売上がわかること)と対象月の帳簿の写し
- (8)暴排の誓約書
- (9)専門家の経歴・選定理由書(報償費がある場合) (様式第5号)
- (10)見積書
- (11)その他、必要があると認める書類

# 補助申請のフロー図

一般的な補助申請から交付までの流れを示しています。

**【要件等の確認をしますので必ず事前相談をお願いします】**

## 【申請書類の提出】

- (1)申請書 (様式第1号)
- (2)申請者概要調書(様式第2号)
- (3)事業計画書 (様式第3号)
- (4)収支予算書 (様式第4号)
- (5)定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
- (6)構成員名簿 (申請者が団体の場合)
- (7)売上減少要件を満たす事を証明するための基準年の確定申告書の写しと対象月の帳簿の写し
- (8)暴排の誓約書
- (9)専門家の経歴・選定理由(報償費がある場合)(様式第5号)
- (10)見積書

## 【補助金の交付決定】

新商品開発の実施

## 【実績報告書の提出】 (※切:2月10日(金)まで)

- (1)事業報告書 (様式第10号)
- (2)収支決算書 (様式第4号)
- (3)補助事業を活用した新商品が確認できる書類(写真等)
- (4)原材料使用簿(原材料費がある場合) (様式第11号)
- (5)専門家の活動報告書(報償費がある場合) (様式第12号)
- (6)補助事業の実施に要した収支を証する書類(領収書等)

## 【補助金の交付確定】

検収(実施状況の確認等)

## 【補助金の交付】

(交付確定後、1か月程度で振り込みます。)

申請者・団体

静岡市(商業労政課)

※事業内容に変更が生じる場合は、速やかに商業労政課に連絡し変更申請をしてください。

## お問い合わせ先

静岡市 経済局 商工部 商業労政課(商業・まちなか活性化係)

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL:054-354-2306 FAX:054-354-2132



# 本補助金に関するお問い合わせ

静岡市経済局商工部  
商業労政課 商業・まちなか活性化係

電話:054-354-2306  
FAX:054-354-2132

〒424-8701  
静岡市清水区旭町6番8号

申請に必要な書類は市HPからダウンロードいただけます。  
URL:[https://www.city.shizuoka.lg.jp/381\\_000173.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/381_000173.html)

